

第40号
2017.4.26

人権救済基金運営委員会

きつとある あなたを支える 法と智恵

京都弁護士会

〒604-0971

京都市中京区富小路通丸太町下ル

TEL (075) 231-2378

FAX (075) 231-2373

<http://www.kyotoben.or.jp>

人権救済基金ニュース



人権救済基金への更なるご支援を

京都弁護士会 会長 木内哲郎

1. 「基本的人権の擁護と社会正義の実現」(弁護士法第1条)は最大の弁護士の使命であり、この目的を達成するため、京都弁護士会はさまざまな活動を行っています。その活動の一つとして、当会は、1993年(平成5年)に「人権救済基金」を設けました。これは、人権の救済と伸長をめざす活動を推進するための基金です(会規第23号第1条)。

2. (1). 設立以来、豊田商事国家賠償請求事件、医療従事者のC型肝炎感染損害賠償請求事件、ヤコブ病損害賠償事件、入学金返還等請求事件、外国人学校に対する街頭宣伝活動禁止等請求事件、発達障害者の窃盗被告事件、アスベスト関連疾患に関する損害賠償請求事件、福知山花火大会での爆発事故に関する損害賠償等請求事件、カネボウ白斑被害事件損害賠償請求事件、下鴨マンション建築風致許可取消請求事件、特例補装具費不支給処分取消請求事件等々、民事・刑事・行政の各方面にわたり、同基金を使い支援して参りました。2017年(平成29年)3月末日現在、援助件数は、70件に及びます。

(2). 援助の対象とした事件には、必ずしも世の耳目を引いたもの以外にも、公益事件として人権保障の上で相当性を認めたものも数多くあります。

(3). 援助の対象者は、現に京都府内に住所・営業所を有する者のみならず、過去に住所・営業所を有した者、府内でなくとも隣接する地域にそれらを有する者等、対象範囲を拡げています(規則第83号第7条、第7条の2)。

3. もとより、同基金適用の判断は、当会の公正・中立な立場を害さないことを前提としたものです(会規第23号第5条3項)。

社会的弱者を守るべく、当該活動はますますその重要性を増してきています。そのためには、十分な資金の裏打ちがなければなりません。かつて1400万円あった基金は、活動の拡がりと共に減少し、今日では890万円台になってしまいました。弁護士会会員と市民の皆様の寄付に頼っているのが現状です。どうか制度の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

第21回法律援助を広げる市民のつどい

人権救済基金運営委員会 委員 畑 中 宏 夫

平成29年2月4日(土)、京都弁護士会地下大ホールにおいて「法律援助を広げる市民のつどい」を開催しました。

この「つどい」は、人権救済基金につき、市民の皆様へ制度を理解していただくために毎年催しているイベントで、今回で21回を数えます。

今回の「つどい」は、大災害の備えと支援をテーマにした講演と、ジャズピアノの演奏によるミニコンサートを中心としたプログラムでした。東日本大震災の復興も道半ばであるうえ、昨年の熊本地震などもあったため大災害に対する市民の皆様の意識は高いようであり、60人を超える沢山の来場者がいらっしゃいました。

まず、浜垣真也会長から来場者の皆様にご挨拶があり、続いて、栗野浩之 人権救済基金運営委員長から、基金の制度について説明がなされました。

次に、基金を利用した近時の事例として、福知山花火大会爆発事故における被害者支援事件について、担当された奥田尚彦弁護士に事例報告をしていただきました。死者3名、負傷者48名以上という大惨事による被害回復について、経済的・社会的弱者の法的救済のため基金が役立っている、まさに基金の趣旨に適した事例の報告だったと思います。

来場者の皆様の中には、当然のことながら基金についての知識をお持ちでない方も多くいらっしゃいましたが、制度一般の説明と、具体的な事例のご紹介を通じて、基金の意義や重要性についてご理解をいただけたのではないのでしょうか。

・ミニコンサート

堅い話が続いた後は、恒例のミニコンサートです。今回はジャズピアノ奏者の河野康弘さんをお招きしました。

演奏自体、もののけ姫、イマジン、ふるさとなどのメジャーな曲を力強くかつ軽妙に披露して頂き大変素晴らしいものでした。そればかりか、演奏の合間の河野さんのお話が、基本的人権に言及しながら健康と世界の平和を願うものであり、そのお話がそのままその後の講演に繋がるという、まるで予め講演内容を勉強されていたかのような素晴らしいものだったことが印象的でした。



会場の様子



河野康弘さん

・講演

メインプログラムの2つ目は、「大災害の備えと支援」と題し、日弁連災害復興支援委員長の津久井進先生にご講演いただきました。

津久井先生からは、司法修習生時代の阪神・淡路大震災でのボランティア活動やそれに対する司法研修所の姿勢を目の当たりにされたという得がたいご経験に基づいた、非常にわかりやすいお話をうかがうことができました。

特に、阪神・淡路大震災や東日本大震災などの実際の災害の写真等をはじめとするふんだんな画像資料を用い、ボランティア活動やその後の弁護士としての大災害との関わりというご自身の実体験に基づいたご説明は、津久井先生のご講演の「知る、忘れない、共感する。」というメインテーマを参加者の皆さんの心に直接届けられたものと思います。

このお話を聞いて、漠然としていた大災害に対する備えや復興に関する法の役割というもののイメージが明確になったような気がしますし、何より、大災害からの復興支援に法曹が尽力する活動の先駆者的存在である津久井先生のお話は、いち法曹として身の引き締まる思いでした。会場の皆様の中にも、ご自分の実体験と照らし合わせてでしょうか、ところどころ深くうなずいている方がたくさんいらっしゃいました。

講演後、若干の質疑応答があり閉会となりましたが、笑いあり、涙ありの良い「つどい」となりました。最後に実施したアンケートでも、ミニコンサート・講演に対する感想を中心に、多くの好意的な意見をいただいております。中には河野さんの演奏が目当てで参加された方が、むしろ津久井先生のご講演に感銘を受けて帰られたという、主催者側の目論見にぴったりと当てはまるような感想もあり、「つどい」の成功を実感できるようなご意見もありました。

来年度も引き続き、市民の皆様に興味を持っていただき、かつ制度に対する理解を深めていただけるような「つどい」を開催したいと考えていますので、奮ってご参加のほどよろしくお願いいたします。



津久井進様



原発賠償訴訟について

原発賠償京都弁護士 事務局長 田辺保雄

1 京都地裁における原発賠償訴訟について

(1) 概要

平成25年9月17日に京都府下への避難者を中心とする原告らが京都地方裁判所に対し、国と東電へ賠償を求めて提訴をしました。

一部請求として原則一人あたり550万円(弁護士費用含む)の支払を求めています。

現在、原告総数は58世帯175名となっています。弁護士団は、川中宏会員を団長として、実働20数名で訴訟活動を行っています。

(2) 訴訟の進行状況

現在、原告本人尋問を実施していますが、裁判所の審理計画によれば平成29年9月29日結審、平成30年3月29日判決の予定です。

(3) 国を被告とし、東電の過失責任を問うている理由

今回、私たちは、東電の過失責任を主張し、かつ、国に対しても国賠法に基づく損害賠償を求めています。

東電が原賠法3条で無過失責任を負っていますので、東電だけを被告とすれば良いとも考えられます。しかし、原発事故避難者が困難に陥っている最大の理由は、この事故が人災として捉えられていないことにあります。

つまり東電は、自分たちこそ被害者であって、法律があるから賠償に応じているだけという姿勢を崩していません。また、国も、東電の賠償を支援するのが国の役割であって、避難者への加害責任はないというのが基本的姿勢です。

このため、現在、避難者には無償住宅の提供を除いて何ら公的支援がなく、国は、汚染された地域への帰還を促進するだけで、これを拒む避難者を切り捨てようとしています。さらに無償住宅の提供も今年になって次々と打ち切られていくことになっています。

こうした東電と国の姿勢を転換させ、本当の意味での避難者救済を実現するには、彼らの事故発生責任を明らかにする必要があります。

(4) 主な論点1 (津波の予見可能性)

責任原因として、私たちは、地震対策、津波対策、シビアアクシデント(SA)対策を主張しています。

地震については、現場の高線量のせいで地震

によって原子炉がどれだけ損傷していたかは分からず、実質的な立証は進んでいません。

津波については、驚くべき事実が訴訟を通じて明るみにだされました。

国の設置する地震調査研究推進本部(推本)は、平成14年7月、長期評価を公表し、三陸沖から房総沖にかけての広い範囲について、津波地震の発生する確率を30年で20パーセントとしました。

東電は、当初、この長期評価を無視しましたが、平成20年、長期評価をもとに福島第一原発に押し寄せる津波を試算したのです。

その結果、基準海面から高さ10メートルにある敷地を5メートル以上上回る津波が予想されたのです。

この計算が行われたのは平成20年ですが、実際には平成14年時点の技術と知見で同じ計算をしておくことは容易にできたはずですが。

さて、この試算を受けて、東電は、敷地上にさらに高さ10メートルの防潮壁を設置することを検討しました。しかし、この直後、経営陣の判断で防潮壁設置は断念されたのです。

せめてこのときに、非常用ディーゼル発電機を高いところに設置したり、浸水の原因となる箇所対策をするなどの簡単な方法をとれば、今回の事故はこれほど悲惨な結果にはならなかったでしょう。

(5) 主な論点2 (シビアアクシデント対策)

スリーマイル島事故とチェルノブイリ事故は原発の安全対策の転換点となる事故でした。

なぜなら、それらの事故は、いずれも「想定外」に起きた事故だからです。

そうしたことから、1990年代には深層防護という考え方が主流になりました。

具体的には、次のようになります。

実際に原子炉を設計するには、具体的に予想される地震、津波という事象をもとにするほかありません。これを設計基準事象といいます。設計基準事象を前提に原子炉は設計され、安全対策が施されます。

シビアアクシデント対策とは、この安全設計が破られたことを前提にそれでも放射性物質が外部に拡散しないような措置、対策を講じるということなのです。

想定外の事故が起こっても、最悪の事態を招かないために備えるということです。

海外ではこうした対応が現実にとられており、行政がそうした観点から規制をしていました。

ところが、日本では、シビアアクシデント(SA)対策について、本件事故までついに規制をすることはありませんでした。

このため、各事業者は、特に日本ではリスクが高いと言われている外的事象(つまり、地震、津波等)によるSA対策を全く行っておらず、行政もそれを放置していたのです。

難しい論点ですが、京都の訴訟では、この点の過失は大きいと考えて主張立証しています。

(6) 主な論点3 (低線量被ばくの健康影響)

京都への避難者は、避難指示の出していない区域外からの避難者が中心です。

こうした避難者を国や東電は「自主的避難者」と呼びますが、私たちは、そのような言葉には問題があると思っています。

どの避難者も避難指示や支援のない状態で、追い詰められ、やむにやまれず避難をしてきたのです。

避難指示がなければ、避難してはいけないのでしょうか。「自主的」という言葉には、「勝手な判断で逃げた」という非難の意味が込められており、不当です。

自主的避難なのか、やむを得ない避難なのか、その判断を分けるのが、低線量被ばくの健康影響についての認識です。

現在、国や東電は、平成23年の低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ報告書をもとに「100ミリシーベルト以下の低線量被ばくでは、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さく、放射線による発がんのリスクの明らかな増加を証明することは難しい。」と言いつづけています。

そして、それを前提に年間20mSvを基準として帰還政策を正当化しているのです。

しかし、皆さんはご存じでしょうか。

事故当時も今も、公衆被ばくの線量限度は年間1mSvなのです。

年間20mSvを許容しなければならない理由はどこにもありません。

少しでも放射線に被ばくすれば、それに応じた健康影響がある、というのが現在の国際的な考え方です(LNTモデル)。

国はLNTモデルは単なる仮説であるし、年間1mSvという線量限度は、事故時の今の状態では適用されないのだと言っています。

しかし、国は、LNTモデルを採用したICRP(国際放射線防護委員会)の勧告を取り入れて、国内法を整備したのです。さらに言えば、事故時は通常より高い線量を受忍すべきという法律はありません。

私たちは、国、東電の主張が不合理であるこ

とを明らかにするために、低線量被ばくの健康影響が実際にも確認されていることを立証する目的で、先日、専門家証人(崎山比早子氏)による立証をしました。

(7) 主要な論点4 (損害額)

原告らが負った損害は、つまり避難したことによる損害です。

避難とは生活の基盤そのものが、根こそぎ奪われるということです。単なる場所の移動というわけではありません。

これを単純に慰謝料的に評価すれば、極めて低額な評価となることも予想されます。

被害の大きさとそれを金銭評価すべきときの基準をどう主張し、立証するかは、地味ですが、この訴訟の最重要論点だと思っています。

2 同種裁判の動向

現在、原発事故による賠償請求訴訟(集団訴訟)は、全国に23あると言われており、原告総数も1万2000人を超えます。

このうち、平成29年3月17日、前橋地方裁判所で初めての判決が出されました。

国と東電の津波対策の過失を認めたという点で画期的な判断でした。ただし、損害評価が極めて低レベルでした。

この後、今年の秋には別の二つの裁判(千葉訴訟、生業訴訟)の判決が予定されています。

そして、私たち京都の訴訟は、いわば第3陣として来年3月の判決期日を迎えます。

3 人権救済基金と原発賠償訴訟

原発賠償訴訟は、実に経費のかかる裁判です。全国各地の弁護士と連携し、いろいろな専門家に面談するために、弁護士団が、各地への出張を繰り返しています。

また、専門家証人の立証にあたっては、大量の論文(最近日本人でも、重要な論文は英語で投稿します)を翻訳することが必要で、どうしてもこれは、外注に頼らざるを得ません。

こうした活動費を補てんするものとして人権救済基金からの援助は大変、助けになっています。

弁護士会からの援助によって社会的に意義のある訴訟が維持されていることは、もっと世間に知られても良いことだと思います。



* これまでに基金で援助した事件 *

	事件名
1993年	恩給受給地位確認等請求事件
	豊田商事事件国家賠償請求事件
1994年	外国人労働者未払賃金等請求事件
1995年	一条山開発許可処分取消請求事件
	児童扶養手当資格喪失処分異議申立、取消請求事件
	障害者雇用問題国家賠償請求事件（控訴）
	家庭教師賃金支払等請求事件
1996年	障害者の刑事事件（上告）
	医療従事者のC型肝炎感染損害賠償請求事件
1997年	市原野ごみ焼却場建設差止め請求事件
	ヤコブ病損害賠償請求事件
	桂高校制服問題事件
1998年	浮島丸公式陳謝等請求事件
2000年	在日韓国・朝鮮人の障害基礎年金不支給決定取消請求事件
	日栄不当利得返還請求事件
2001年	個人情報非訂正決定処分取消請求事件
	大江山中国人強制連行・強制労働損害賠償等請求事件
	レンタルハウス被害者救済事件
	半鐘山開発許可取消審査請求・河川占有許可等取消審査請求事件
	生活保護不当廃止損害賠償請求事件
2002年	ホームヘルパー養成講座事件
	障害基礎年金についての生活保護変更決定処分取消請求事件
2003年	障害基礎年金不支給決定取消等請求事件（学生無年金裁判）
	中国残留孤児国家賠償請求事件
	医薬品副作用被害についての障害年金不支給決定取消等請求事件
2004年	障害厚生年金未給付国家賠償請求事件
	洛西ニュータウンマンション建築工事差止等請求事件
2005年	在日韓国・朝鮮人の老齢年金不支給措置国家賠償請求事件
	自衛隊イラク派遣差止等請求事件
	薬害イレッサ西日本訴訟（損害賠償請求事件）
	船岡山マンション建築確認処分取消審査請求事件
2006年	①遺族補償給付等不支給決定取消請求事件 ②労働災害損害賠償請求事件
2007年	船岡山マンション建設損害賠償請求事件
	嘱託職員賃金差別事件
2009年	障害補償給付支給処分取消請求事件
	入学金返還等請求事件
2010年	障害者自立支援法に基づく利用者負担免除等請求事件
	①外国人学校に対する強要・威力業務妨害等告訴事件 ②外国人学校に対する街頭宣伝活動禁止等仮処分申立事件 他
	外国人学校に対する街頭宣伝活動禁止等請求事件
	国家賠償請求事件（DVの被害届に関連する二次被害）

次ページへ続く

前ページからの続き

事件名	
2011年	破産債権届出事件（障害者を多数雇用した企業が5か月足らずで破産）
	地位確認等請求事件（偽装請負会社による解雇）
	発達障害者の窃盗被告事件
	損害賠償請求事件（アスベスト関連疾患）
	水族館施設設置許可取消請求事件
2012年	人権救済申立事件（父子家庭に対する医療費支給制度等の不備）
2013年	大飯原発運転差止等請求事件
	損害賠償等請求事件（福知山花火大会での爆発事故）
	損害賠償請求等事件（原発事故に関する訴訟）
2014年	カネボウ白斑被害損害賠償事件
2015年	生活扶助基準引き下げ処分取消請求事件
2016年	下鴨マンション建築風致許可取消請求事件

※上記のうち、控訴や上告についても援助した事件があります。
2017年3月末時点での援助件数は、70件です。

＝2016年度人権救済基金報告＝

収入の部

科 目	'16年度予算額	'16年度決算額
1 会員寄附金	900,000	943,000
2 会員外寄附金	300,000	129,700
3 償還金	0	2,000,000
4 受取利息	1,600	91
5 雑収入	250,000	266,816
当期収入合計(A)	1,451,600	3,339,607
前年度繰越金	8,608,546	8,608,546
収入合計(B)	10,060,146	11,948,153

※未収金を含む

支出の部

科 目	'16年度予算額	'16年度決算額
援助金	3,500,000	2,400,000
活動費	800,000	631,026
雑費	10,000	4,168
予備費	5,750,146	0
当期支出合計(C)	10,060,146	3,035,194
当期収支差額(A-C)	△8,608,546	304,413
次期繰越収支差額(B-C)	0	8,912,959

※未払金を含む

人権救済基金Q&A

Q 人権救済基金とは、どのようなものですか。

A 裁判を起こしたいけれど、お金がないという人のためには、「法律扶助」制度があります。ところが、この制度は、訴訟をするための資力がないことの他に、裁判について勝訴する見込みがあることが条件になっています。

しかし、世の中には、いろいろな事件があって、例えば、消費者問題などの事件で、1人の損害が5万円ぐらいしかないときでも、その損害を立証するためには、手間も費用もかかる場合があり、弁護士費用も支払わなければなりません。事件によっては、裁判にかかった費用の方が裁判で認められる費用よりも多いという場合もあります。

そのような消費者事件の被害者が、例えば、100人であったとすれば、その事件の判決は、社会的に非常に大きな意味があります。

また、勝訴の見込みは少なくとも、その裁判を起こすこと自体が、制度や法律の改善に役立つと言う事件も少なくありません。

このように、裁判自体に、社会的な意義があるとか、人権の救済に広く役にたつような事件を、市民全体で応援しようというのが人権救済基金という制度です。

Q 具体的には、どのような事件が対象になるのですか。

A 高齢者、子ども、身体障害者、精神障害者、外国人等の人権に関する問題、消費者被害問題、両性の平等に関する問題、民事介入暴力問題などの人権の保障が十分でない立場にある状態の人たちの人権に関する事件で、その解決が公益的な意義を持つ事件などが対象になります。

例えば、多数の被害者があり、原因が共通しているような医療過誤や薬害の事件、被害者が多数の製造物責任を問う訴訟、社会保障の不備を問う事件などが対象になります。

Q どのような援助がされるのでしょうか。

A 審査のうえで、社会的に意義のある事件と認められたものについて、弁護士費用とか、訴訟印紙代とか訴訟の遂行費用などで、限度額80万円までが援助されます。

また、裁判だけでなく、公益的な意義のある事件であれば、相談、調査、資料の収集、講演、出版物の刊行などの費用も援助の対象になります。

この援助費用は、後で返還していただくことが原則にはなっていますが、普通は、返還が求められるのは事件が終わってからになりますし、事情によっては、返還の免除が認められますので、積極的に御利用下さい。

Q どこに援助を申し込めばいいのでしょうか。

A 京都弁護士会の人権救済基金あてに申し込んで下さい。

Q 基金の有益なことは良く解りましたが、基金の財政は、現在どうなっていますか。

A 2016年度末で、約890万円の繰越金がありますが、必要な援助をするためには、まだまだ十分ではありません。この制度は、市民のみなさんの寄付により成り立っておりますので、1口いくらからでも結構ですので、是非とも多数の市民により支えていただきたく、寄付についてもよろしくお願いたします。

「人権救済基金」への寄付をお願いします

この基金が有効に機能していくためには、まず財政基盤をしっかりと確立することが大切です。そのためには、市民一人ひとりの善意によって、この制度を支えていただくことが必要です。多くの方々のご寄付を心よりお願いします。金額はいくらでもけっこうです。

寄付先 郵便振替口座 **京都 01050-3-8313**
名称 **京都弁護士会人権救済基金**

寄付いただいた際に得た個人情報、事務処理のために使用する他、当弁護士会が主催する行事の案内物やその他の発行物をお送りする以外には使用いたしません。

QRコードで簡単アクセス!

QRコードをスマートフォン・携帯電話で読み取ってください。京都弁護士会のサイトに簡単にアクセスできます。ぜひブックマークにご登録ください。

